



Nippon Computer Dynamics Co.,Ltd.



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 下條 治
(J A S D A Q ・ コード 4 7 8 3)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部長 小林 勇記
電 話 0 3 - 5 4 3 7 - 1 0 2 1

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款に基づく自己株式の取得及びその具体的な方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えて内部留保に努めるとともに、配当性向や配当利回りを総合的に判断し、安定的な配当を維持することを基本方針としており、今後においても、経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を継続しつつ、配当性向として 40% を目標に適切な利益還元を実現してゆく所存であります。また、剰余金の配当及び将来における経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得ができる旨を定款に定めております。

このような状況の下、平成 28 年 5 月下旬、当社の創業者であり当社の名誉会長である第 4 位株主の下條武男氏（本日現在において、下條武男氏は当社普通株式 390,000 株（本日現在の当社発行済株式総数 8,800,000 株に対する割合 4.43%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合において、以下同じとします。））を保有しております。）より、同氏が代表者である当社の筆頭株主のエスアンドエス有限会社（以下「エスアンドエス」といいます。）

（注）が保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを市場価格に 30% 程度のディスカウント率を乗じた価格で売却したい旨の申し出（以下「本申し出」といいます。）を受けました。

（注）エスアンドエスは、本日現在において、下條武男氏及び当社の共同創業者であり第 5 位株主である小黒節子氏（本日現在において、小黒節子氏は当社普通株式 280,000 株（発行済株式総数に対する割合 3.18%）を保有しております。）が議決権の全てを保有する資産管理会社であります。

これを受け当社は、エスアンドエスが保有する当社普通株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性、市場価格に与える影響及び当社の財務状況の観点から、本申し出の対応策について、平成 28 年 6 月上旬から具体的な検討を開始いたしました。

当社は、①当社がエスアンドエスの保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たりの当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながることに、②かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できること、③自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性や取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断したことを踏まえて、平成 28 年 6 月中旬に、エスアンドエスに対して本申し出の対応策として、本公開買付けによりエスアンドエスが保有する当社普通株式を自己株式として取得したい旨を提案し、同日、エスアンドエスから本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けに要する資金については、全額を自己資金で充当する予定です。平成 28 年 7 月 29 日付で公表した「平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信[日本基準]（連結）」に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の現金及び預金の残高が 3,298 百万円であることから、本公開買付け後も、当社の財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、算定基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。ディスカウント率につきましては、本申し出と同水準の 30%程度とすることとし、資産の社外流出をできる限り抑えた価格で買付けることにより、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

そのうえで、当社は、平成 28 年 6 月下旬、本公開買付けの取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の終値の単純平均値から 30%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることについてエスアンドエスに提案いたしました。その結果、平成 28 年 6 月下旬に、エスアンドエスより上記条件にて、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

具体的な条件として、平成 28 年 7 月 28 日に、当社は、同日までの過去 1 ヶ月間の JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）から 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とする旨をエスアンドエスに提案し、同日、エスアンドエスより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、エスアンドエスが保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）に対して 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全

性及び安定性を考慮したうえで、エスアンドエス以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から850,000株（発行済株式総数に対する割合9.66%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である下條治は下條武男氏の長男であり、本公開買付けに関して特別利害関係を有するため、取引の公正を期する観点から、本公開買付けに関する事前の協議・交渉には、エスアンドエスの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておりません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	850,100株（上限）	324,738,200円（上限）

（注1）発行済株式総数 8,800,000株

（注2）発行済株式総数に対する割合 9.66%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 平成28年8月1日（月曜日）から平成28年9月30日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成28年7月29日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成28年8月1日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成28年8月1日（月曜日）
④ 買付け等の期間	平成28年8月1日（月曜日）から 平成28年8月29日（月曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金382円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、当社の直近の経営状況を反映している点を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの取締役会決議日である平成28年7月29日の前営業日（同年7月28日）

の J A S D A Q における当社普通株式の終値 516 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均 546 円（円未満四捨五入）、及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均 589 円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。ディスカウント率につきましては、本申し出と同水準の 30%程度とすることとし、資産の社外流出をできる限り抑えた価格で買付けることにより、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

そのうえで、当社は、平成 28 年 6 月下旬、本公開買付けの取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値から 30%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とすることについてエスアンドエスに提案いたしました。その結果、平成 28 年 6 月下旬に、エスアンドエスより、上記条件にて本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

具体的な条件として、平成 28 年 7 月 28 日に、当社は、同日までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）から 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とする旨をエスアンドエスに提案し、同日、エスアンドエスより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、エスアンドエスが保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付価格を、本公開買付けの取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）に対して 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 382 円は、本公開買付けの取締役会決議日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）の J A S D A Q における当社普通株式の終値 516 円から 25.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）から 30.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 589 円（円未満四捨五入）から 35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）をそれぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えて内部留保に努めるとともに、配当性向や配当利回りを総合的に判断し、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

このような状況の下、平成 28 年 5 月下旬、下條武男氏より、当社の筆頭株主のエスアンドエスが保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを、市場価格に 30%程度のディスカウント率を乗じた価格で売却したい旨の本申し出を受けました。

これを受け、当社は、エスアンドエスが保有する当社普通株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性、市場価格に与える影響及び当社の財務状況の観点から、本申し出の対応策について、平成 28 年 6 月上旬から具体的な検討を開始いたしました。

当社は、①当社がエスアンドエスの保有する当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たりの当期純利益（E P S）の向上や自己資本当期純利益率（R O E）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながることに、②かかる自

己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できること、③自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性や取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断したことを踏まえて、平成 28 年 6 月中旬に、エスアンドエスに対して本申し出の対応策として、本公開買付けによりエスアンドエスが保有する当社普通株式を自己株式として取得したい旨を提案し、同日、エスアンドエスから本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答を得られました。

また、本公開買付け価格の決定に際しては、算定基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。ディスカウント率につきましては、本申し出と同水準の 30%程度とすることとし、資産の社外流出をできる限り抑えた価格で買付けることにより、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

そのうえで、当社は、平成 28 年 6 月下旬、本公開買付けの取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値から 30%程度のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることについてエスアンドエスに提案いたしました。その結果、平成 28 年 6 月下旬に、エスアンドエスより上記条件にて、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

具体的な条件として、平成 28 年 7 月 28 日に、当社は、同日までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）から 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とする旨をエスアンドエスに提案し、同日、エスアンドエスより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、エスアンドエスが保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 28 年 7 月 29 日の前営業日（同年 7 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 546 円（円未満四捨五入）に対して 30%のディスカウント率を適用した 382 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	850,000 株	—	850,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数（850,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（850,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い

買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）発行済株式総数に対する割合 9.66%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

345,700,000 円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（324,700,000 円）、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日

平成 28 年 9 月 21 日（水曜日）

② 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。

（注）本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施

行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は、公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託

者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、平成 28 年 6 月下旬に、エスアンドエスより、保有する当社普通株式 780,000 株（発行済株式総数に対する割合 8.86%）の全てを本公開買付けへ応募する旨の回答を得ております。

③ 当社は、平成 28 年 7 月 29 日付で「平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信[日本基準]（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の四半期決算短信の概要は、以下のとおりでございます。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信[日本基準]（連結）の概要

（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日）

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	平成 29 年 3 月期 (第 52 期 第 1 四半期連結累計期間)
売上高	3,580 百万円
売上原価	3,115 百万円
販売費及び一般管理費	481 百万円
営業外収益	6 百万円
営業外費用	4 百万円
四半期純利益	3 百万円

（ロ）1 株当たりの状況（連結）

会計期間	平成 29 年 3 月期 (第 52 期 第 1 四半期連結累計期間)
1 株当たり四半期純利益	0.42 円
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	—

（ご参考）平成 28 年 7 月 29 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 8,721,484 株
自己株式 78,516 株

以上